

金勇ボランティア協議会ガイド部会 会則

(名称)

第1条 この会は、金勇ボランティア協議会ガイド部会（以下、「本会」という。）という。

(事務局)

第2条 本会の事務局を能代市旧料亭金勇（以下、「旧料亭金勇」）に置く。

2 事務局担当は旧料亭金勇職員が兼任する。

(目的)

第3条 本会は、旧料亭金勇の館内案内を目的に設置する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 旧料亭金勇の歴史、文化に関する研修及び調査研究を行う。
- (2) 旧料亭金勇の館内案内に関する研修及び調査研究を行う。
- (3) 能代市の歴史、文化、産業に関する研修及び調査研究を行う。
- (4) 第1号から第3号の研修及び調査研究を踏まえ、館内のガイド案内プランを作る。
- (5) 個人、団体、旅行代理店、からの依頼により館内のガイド案内を行う。
- (6) 持続可能なガイドの確保と育成を行う。
- (7) 先進地の視察、研修会への参加を通じ質の向上を目指す。
- (8) その他本会の目的を達成するための必要な事業を行う。

(会員)

第5条 本会の目的・理念に賛同して入会したものを会員とする。

2 本会に入会しようとするときは、入会申込書（別記様式第1号）を会長に提出し、その承認を得なければならない。

3 会員が退会しようとするときは、退会届（別記様式第2号）を会長に提出し、任意に退会することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計監査 1名

2 本会に顧問を置くことができる。任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

3 役員は、総会において会員の中より選出し、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

4 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期満了する時までとする。

5 役員は、第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての義務を有する。

6 役員は、年間の事業計画・予算案を作成し、ガイドの会で図ることとする。

(会計)

第7条 本会の経費は、旧料亭金勇のガイド料収入をもって充てる。

2 会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日で終わる。

(ガイド案内料)

第8条

- (1) 1名300円 ※21名以上1名270円
- (2) 小学生1名100円、中高生1名200円
※校外学習の場合はガイド1人につき交通費規定額800円

(手当)

第9条 本会の会員が旧料亭金勇の案内をした場合は既定の交通費を手当として支給する。

- 2 清算は半期ごととし、事業終了1か月以内に支給する。
- (1) 交通費規定額1回につき800円

(総会等)

第10条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎年1回とし、事業年度終了後1ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次に該当する場合に開催する。
 - (1) 役員会において開催の決議がなされたとき。
- 4 総会及び役員会は会長が招集し、会議の議長は会長が務める。ただし、会長に事故が生じたとき又は欠けたときは、副会長がこれに当たる。
- 5 役員会は、会則第6条第1項をもって構成する。

(保険)

第11条 会員は全員がボランティア傷害保険に加入し、事故がある時はその保険の範囲内で補償をうける。

2 本会主催の事業を行う場合は、予算の範囲内においてレクリエーション保険（傷害）等に加入する。

(改廃)

第12条 この会則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第13条 この会則に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

令和2年4月1日 事務局、ガイド案内料、交通費規定額 改正・施行

令和3年4月1日 ガイド案内料 改正・施行

(経過措置)

前項の会則の施行日の前日までに本会に加入していた会員は、会則第5条に定める入会手続を完了したものとみなす。

別記様式第1号
(第5条関係)

能代市旧料亭金勇ガイドの会 入会申込書

金勇ボランティア協議会ガイド部会 会長様

私は金勇ボランティア協議会ガイド部会へ入会したいので会則第5条の規定に基づき入会申込書を提出致します。

申請日	年 月 日
氏名	
住所	〒
生年月日(年齢)	昭和 年 月 日 (満 歳)
性別	男性 ・ 女性
電話・FAX	FAX あり・なし
携帯電話	
メールアドレス	

本会の取得する個人情報は、「個人情報保護に関する法律」に基づき、個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

別記様式第1号
(第5条関係)

能代市旧料亭金勇ガイドの会 退会届

金勇ボランティア協議会ガイド部会 会長様

私は金勇ボランティア協議会ガイド部会を退会したいので会則第5条の規定に基づき退会届を提出致します。

退会申請日	年 月 日
氏名	